安全データシート

整理番号 【031-12】

制定日 2000/07/06 改訂日 2016/01/14

1. 製品および会社情報

製品

製品名 ヤシノミ洗剤

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門営業本部電話番号06-6797-2525緊急時連絡番号06-6705-1013

2. 危険有害性の要約

GHS分類:

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B

GHSのラベル要素

注意喚起語:警告

危険有害性情報:眼刺激

注意書き: 【安全対策】

取り扱い後は眼をよく洗うこと。

【応急措置】

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。

次に、コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合:医師の診察、手当を受けること。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物

成分: (括弧内はラベル表記内容)

陰イオン界面活性剤(アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム),

非イオン界面活性剤(脂肪酸アルカノールアミド),金属イオン封鎖剤

化学名または一般名:

アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム (アルキル硫酸ナトリウムを含む) (CAS NO, 161074-78-8, 73296-89-6) 20%

未満含有

ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド(CAS NO, 68603-42-9) 1 0 %未満含有

4. 応急処置

皮膚についた場合:水で洗い流す。

眼に入った場合:速やかに流水でよく洗眼する。 **飲み込んだ場合**:水を飲ませるなどの処置をする。

5. 火災時の措置

消火剤:

粉末、炭酸ガスなど。

消火方法:

通常は燃焼しないが、万一、周辺の状況により燃焼した場合は、上記の消火剤による。

6. 漏出時の措置

少量の場合は、布切れ等で拭き取り、大量の場合は、蓋付空容器へ回収する。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い:

- ① 荒れ性の方や長時間使用する時、また原液をスポンジに含ませて使用する時は、 炊事用手袋を使用する。
- ② 使用後は手をよく水で洗い、クリーム等で肌の手入れをする。
- ③ 野菜・果物を洗う時は、5分以上つけたままにしない。
- ④ 流水の場合、食器及び調理用具は5秒以上、野菜・果物は30秒以上、 ため水の場合は水を替えて2回以上すすぐ。
- ⑤ 薄めた液を長時間保存すると変質することがあるので、使用の都度、薄める。

保管

適切な保管条件:

幼児の手の届くところに置かない。

8. 暴露防止措置および保護措置

設備対策:情報なし

管理濃度:設定されていない。 許容濃度:設定されていない。 保護具:必要に応じ着用する。

9. 物理的および化学的性質

外観:無色~微黄色透明液体

臭い:原料臭**pH**:6~8

比重: 1. 0 2 0 (2 0 °C) 界面活性剤濃度 1 6 %

10. 安定性および反応性

安定性:常温においては安定である。 危険有害性反応可能性:情報なし

11. 有害情報

急性毒性:

マウス (雄) LD50 26.0ml/kg

皮膚腐食性/刺激性:区分外

(ヒト経験においては明らかに刺激と認められる事例はなく、手あれのみ報告されている)

眼に対する重篤な損傷/刺激性:区分2B

(市販類似品ヒト経験で充血、腫脹を認めるが速やかに回復)

呼吸器感作性/皮膚感作性:分類できない

変異原性:区分外 **発がん性**:区分外 **生殖毒性**:区分外

特定標的臟器/全身毒性一単回暴露:区分外 特定標的臟器/全身毒性一反復暴露:区分外

吸引性呼吸器有害性:分類できない

催奇形性:分類できない **代謝:**分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性:情報なし 残留性・分解性:

(1000倍希釈液にて)

 全窒素
 1.7mg/L

 COD
 48mg/L

 BOD
 190mg/L

全リン酸塩 検出せず

化学物質管理促進法 (PRTR法)

ドデシル硫酸ナトリウム(第一種指定化学物質 No. 275) 1. 6%含有

化学物質管理促進法 (PRTR法)

* * * | (オキシェチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム(第一種指定化学物質 No. 409) 5. 9 %含有

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌撹乱物質 (いわゆる環境ホルモン)と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13. 廃棄上の注意

「7. 取り扱いおよび保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物:

大量の水で希釈し処理するか、少量ずつ焼却処理する。 あるいは、廃棄物業者に処理を依頼する。

使用済容器:

管轄自治体のルールに従い、処理する。

14. 輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類:該当なし 国連番号:該当なし 引火性液体に該当しない

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

15. 適応法令

労働安全衛生法(安衛法):通知対象物質に該当しない。

化学物質管理促進法 (PRTR法):該当する。

食品衛生法:洗浄剤(野菜・果物・食器・調理器具用)

16. その他の情報

参考文献

家庭用消費者製品におけるGHS実施ガイダンス初版(日本石鹸洗剤工業会)

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
- ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、 情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
- ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする 場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
- ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意 が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださる ようお願い申し上げます。